# 防衛省所管独立行政法人の見直し当初案

防衛省所管独立行政法人の見直し当初案の内容一覧表・・・・・・・・・・・	P. 1
前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P. 2
見直し当初案整理表	
駐留軍等労働者労務管理機構····································	P. 4

### 各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名	防衛省

<b>*</b> 1 <i>b</i> *	1. 事務及び	事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	2. 組織の見直しに係る具体的措置	3・運営の効率化及び自律化の見直しに
法人名	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)	(又は見直しの方向性)	係る具体的措置(又は見直しの方向性)
法人名 独写等赞 横		具体的措置(又は見直しの方向性)  1 アウトソーシングの見直し現在、機構で行っている①応募者及び駐留軍等労働者からの各種提出書類の受付、②駐留軍等労働者の労務管理等事務に係る基礎情報の出入力、③各種書類の仕分け、ファイリング等の機械的・定型的業務のアウトソーシングについては、次期中期目標期間以降、どのような方法でアウトソーシングを行っていくのか見直しを行う。  2 本部事務所の集約化業務運営の対象率化の観点から、経費の削減に十分に配慮して大田区蒲田の事務所と横浜事務所を東京都内の一か所に集約させる。  3 駐留軍等労働者のほう賞に関する業務によう賞事業の在り方等を見直すことについて、在日米軍等と協議する。  1 駐留軍等労働者のほう賞に関する業務にほう賞事業の在り方等を見直すことについて、本日米軍等と協議する。  2 特別援護金の支給対象者の拡大現在機構は、駐留軍等労働者が業務上災害又は通勤災害により死亡とよ場合等に、特別援護金を支給しているが、アスベストによる疾病により死亡した駐留軍等労働者をその支給対象者とするよう概算要求することとしている。	【支字の見直し】・今部の場合の事業所等の見直し】・今部別の事情を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	【保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等】】 那朝宮田市支流の民産の国庫をとれた土地づび建庫では、不要資産の国産をとれた土地で、国庫を表にに定める。「大生産の民産の民産の民産の民産の民産の民産の民産の民産の民産の民産の民産の民産の民産
				シングについて、次期中期目標期間以降、どのような方 法でアウトソーシングを行っていくのか見直しを行う。

# 前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

防衛領	省所管(1法人)			
整理番号	法人名	「勧告の方向性」における主な指摘事項		措置状況(①措置済み、②対応中、③未措置)
43	駐留軍等労働者 労務管理機構 (17)	◆ 本部管理部門のスリム化、支部組織のスリム化・統廃合	1	【本部管理部門】 業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、段階的に課 及び係の統合、ポストの削減等を実施し、組織をスリム化した。 渉外役と広報広聴役を統合 評価役と監査役を統合 調整課と企画課を統合 庶務課・会計課の機械的・定型的業務をアウトソーシング 等 【支部組織】 業務の集約化やアウトソーシングの活用等により、段階的に課 及び係の統合や、ポストの削減、支部の統廃合等を実施し、組織 をスリム化した。 呉支部を岩国支部に統合 富士支部を座間支部に統合 那覇支部とコザ支部を沖縄支部として統合 支部の労務管理等事務における機械的・定型的業務をアウト ソーシング 等

● 組織・業務運営の見直しによる 度)・コスト削減(人件費含む)	
	② 【コスト削減】 平成17年度末と比較して人件費を含む機構運営関係費の15% の縮減を達成する見込み。

# I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

	法人名	独立行政法人駐留軍等	労働者労務管理機構		<b>府省名</b> 防	衛省			
	沿革	平成14年3月31日まで防衛施設庁及び関係都県が処理していた駐留軍等労働者の労務管理等事務の一部を行う組織として、平成14							
年4月1日に新たに設立									
中	期目標期間	第1期:平成14年	4月~平成18年3月	(平成17年度見直し)	第2期:平成18年	4月~平成23年3月			
役員	数及び職員数	役員	数(うち、監事の人	.数)		職員の実員数			
(平成	22年1月1日現在)	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員	ā	非常勤職員		
※括弧書きで	監事の数を記載。	5人(2人)	3人 (1人)	1人 (1人)		3 2 7 人	9人		
役員数は監	事を含めた数字を記載。	5 X (2 X)	3人(1人)	17 (17)		32/人	9人		
<u> </u>	年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成23年度(要求)		
国からの財	一般会計	4, 643	4, 184	3, 768	3, 657	3, 488	3, 488		
政支出額の	特別会計	_	_			_	_		
推移	<u>=</u>	4, 643	4, 184	3, 768	3, 657	3, 488	3, 488		
	うち運営費交付金	4, 307	4, 184	3, 768	3, 657	3, 488	3, 488		
(単位:百万円)	うち施設整備費等補助金	_	_				_		
	うちその他の補助金等	3 3 6					_		
支出予算額の	推移 (単位:百万円)	4, 643	4, 184	3, 831	3, 657	3, 488 3, 4			
<b>利益剰余金(又)</b>	は繰越欠損金)の推移	266	4 2 9	608	798				
(単位:百万円)	発生要因	育児休業等職員の給与	及び受取利息等						
	見直し案 利益剰余金については、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第11条第3項に基づき、中期目標期間における利益剰余金についても独立行政法人の組織、運営								
び管理に係る共通的な事項に関する政令(平成12年政令第316号)第7条に基づき平成23年7月10日までに国庫に納付する予定で ある。							国庫に納付する予定で		
運営費交付金債	<b>外語</b> (単位:百円)	2 7	3 0	3 3	3 6				
行政サービス実施	施コストの推移 単位:百万円	4, 238	4, 127	3, 758	3, 706	(見込み) 3,535	(見込み) 3, 535		
見直しに伴う	行政サービス実施コ	人件費(退職手当を除	く。)を含む機構運営関	関係費について抑制を図	り、行政サービス実施:	コストの改善を図ってい	くこととするが、事務		
ストの改善内	容及び改善見込み額	及び事業の見直しが、	行政サービス実施コス	トに与える影響を現時点	点で具体的に示すことは	困難である。			

### 中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項 等)(平成 21 年度実績)

中期目標期間中(評価が決定している平成18年度から平成21年度まで)のいずれの年度も、総合評価(業務実績全体の評価)として、「全体として年度計画に沿って的確に業務が実施されており、中期目標の達成に向けて着実に進捗しているものと認められる」との評価を受けている。

なお、本部事務所移転の評価は、平成19年度は「国との関係において円滑になされていない」との評価であり、平成20年度は「本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の効率化の観点から望ましいものではなく本項目については順調に実施されていない」との評価であった。また、平成21年度は「機構法に定める主たる事務所のあり方としては適切なものとは言い難い」、「本部事務所の機能が2箇所に分かれている状況については、業務運営の観点から望ましいものではない。今後、業務運営の効率化を踏まえた更なる改善が図られるべきである」との評価であった。

また、業務運営の効率化に関する事項及び国民に対して提供するサービスその他の業務の質に関する事項について、数値目標が設定されている事項のうち重要な事項の達成状況は、次のとおりである。

- 1 業務運営の効率化
- ・ 人員については、平成17年度末の人員数(396人)を基準に今中期目標期間末までに20%(80人)の削減を行うため、業務の 集約化及び支部の統合等により平成18年度から各年度4%(16人)ずつ削減してきているところであり、平成21年度においても、 16人の削減を行った。
- ・ 機構運営関係費については、平成17年度末を基準として、今中期目標期間末までに15%の縮減を行うため、各年度平均して人件費4%、物件費2%の抑制を図ることとしており、平成18年度から平成21年度までの各年度平均で、人件費については5.0%、物件費については7.8%の抑制率を達成した。
- 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上
- ・ 駐留軍等労働者の募集については、在日米軍からの労務要求書受理後1か月以内に資格要件を満たす者を在日米軍に紹介する率について、中期目標期間において平均90%以上の維持に努めるとされており、インターネットを利用した応募受付の継続実施やパンフレット、新聞等のメディアを活用した「インターネットを利用した募集に関する周知・宣伝等の施策」を講じるなどした結果、平成21年度の紹介率は95.1%となった。

# Ⅱ.事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労	務管理機構 	府省名	防衛省			
事務及び事業名	駐留軍等労働者の労務管理等事務						
	1 駐留軍等労働者の雇入れ、	是供、労務管理等に関する業務					
事務及び事業の概要	2 駐留軍等労働者の給与、退	職手当、旅費の計算等に関する業績	務				
	3 駐留軍等労働者のほう賞、	制服及び保護衣、成人病予防健康	診断等に関する	る業務			
   事務及び事業に係る 23 年度予算要求額	国からの財政支出額	3,488,140千円	支出予算額	Į.	3,488,140千円		
平切及00年末15家も20年及17年安小田	(対 22 年度当初予算増減額)	(0円)	(対 22 年度当	<b>当初予算増減額</b> )	(0円)		
事務及び事業に係る職員数 (円成22年1月1日第2)					332人		
	1 アウトソーシングの見直し						
	現在、機構で行っている①原	芯募者及び駐留軍等労働者からの名	各種提出書類の	)受付、②駐留軍等	労働者の労務管理等事務に係る基		
	礎情報の出入力、③各種書類の	の仕分け、ファイリング等の機械的	内・定型的業務	らのアウトソーシン	·グについては、次期中期目標期間		
	以降、どのような方法でアウトソーシングを行っていくのか見直しを行う。						
	2 本部事務所の集約化						
事務及び事業の見直しに係る具体的措置	業務運営の効率化の観点から、経費の削減に十分に配慮して大田区蒲田の事務所と横浜事務所を東京都内の一か所に集約させ						
(又は見直しの方向性)	<b>.</b>						
	3 駐留軍等労働者のほう賞に関する業務						
	<u>ほう賞事業の在り方等を見直すことについて、在日米軍等と協議する。</u> 【整理合理化計画:ほう賞事業については、その在り方						
	等を見直すことについて、今中期目標期間中に関係者と協議する。】						
	4 特別援護金の支給対象者の拡大						
	現在機構は、駐留軍等労働者が業務上災害又は通勤災害により死亡した場合等に、特別援護金を支給しているが、アスベストに						
	よる疾病により死亡した駐留!	軍等労働者をその支給対象者とすん	るよう概算要求	えすることとしてい	<u> </u>		
	1   アウトソーシングの見直し						
	現在、常勤職員が主体となって業務を処理しているが、業務の内容、業務の繁閑等に応じて、多様な雇用形態の活用が図れない						
	か検討することとしている。						
Ht -	2 本部事務所の集約化						
備考〔補足説明〕					配慮するとともに、平成20年2		
		転による経費削減の効果を後退さ <sup>-</sup>	せることがない	いよう、新たな本部	事務所に係る賃借料の抑制に最大		
	限努める必要がある。	38_L 7 44.75					
	3 駐留軍等労働者のほう賞に関する業務						
	はう買事業については、独立	立行 <b>政法人整</b> 埋合埋化計画(平成:	19年12月2	24日閣議決定)に	:基づき、その在り方等を見直すこ		

ととなっている。

#### 4 特別援護金の支給対象者の拡大

現在機構は、損害保険会社との保険契約に基づき、駐留軍等労働者が業務上災害又は通勤災害により死亡した場合等に、法定外給付として特別援護金を支給しているが、平成18年3月14日から損害保険会社がアスベストによる疾病に係る補償を引き受けないこととなったため、当該疾病を支給対象から除外することとした。しかしながら、アスベスト被害者の救済は重要であること、また、当該疾病を支給対象外としている現行の制度は均衡を欠いていることから、当該疾病による者についても特別援護金を支給するため、所要の経費を概算要求することとしている。

#### 【廃止又は民営化した場合の問題点】

駐留軍等労働者の労務管理等事務は、日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定(在日米軍等の現地における労務の需要は、我が国の当局の援助を得て充足される)を受け、合衆国政府と日本国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事務であり、その性格上、継続して確実に実施すべき事務であることから、この事務を廃止又は民営化することはできない。

#### 【他法人等への移管・一体的実施した場合の問題点】

駐留軍等労働者の労務管理等事務を確実に履行するためには、駐留軍等労働者が在日米軍の施設・区域という特殊な環境下で勤務する状況にかんがみ、機構は雇用主である国との緊密な連携の下で一体となって事務を処理することが不可欠である。かかる事務の特性及び他の独立行政法人等で類似の業務を行っているところはないことから、他法人等への移管や当該事務を一体的に実施する他の独立行政法人等はない。

### 行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)

人件費(退職手当を除く。)を含む機構運営関係費について抑制を図り、行政サービス実施コストの改善を図っていくこととするが、 事務及び事業の見直しが、行政サービス実施コストに与える影響を現時点で具体的に示すことは困難である。

# Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	<b>府省名</b> 防衛	<b>電</b> 省
見直し項目	支部・事業所等の見直し(横1. (2))	事務事業実施主体の見直し(横2. (1))	重複排除・事業主体の一元化等(横2. (2))
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	・ 今中期目標期間中の本部の人員削減 及び支部の統合後の事務処理状況を 踏まえ、今後の組織の見直しについて 検討する。また、米軍再編の動向及び 福利厚生事業の拡充の必要性を踏ま え、組織を充実していく必要がある。 ・ 業務運営の効率化の観点から、経費 の削減に十分に配慮して、大田区蒲田 の事務所と横浜事務所を東京都内の 一か所に集約させる。	機構が行っている労務管理等事務は、民間の主体にゆだねることはできず、機構が引き続き行う必要がある。 現在、機構が行っている機械的・定型的業務のアウトソーシングについて、次期中期目標期間以降、どのような方法でアウトソーシングを行っていくのか見直しを行うこととしており、その中で業務の一部を民間にゆだねることができないかを検討する。	他の独立行政法人等で類似の業務を行っているところはないことから、事業の重複はなく、したがって、事業の一元化等を行う独立行政法人等はない。
備考〔補足説明〕	・本部については機構全体の削減率を 上回る人員削減を、支部については那 覇支部及びコザ支部の統合等を実施 しており、これらの措置による業務の 効率化や駐留軍等労働者へのサービスに対する影響について検証する必要がある。 ・集約に際しては、機構本部と防衛省 (市ケ谷)及び在日米各軍司令部等へ の移動の利便性等に配慮するとも に、平成20年2月に実施した本事 務所の移転による経費削減の効果を 後退させることがないよう、新たな本 部事務所に係る賃借料の抑制に最大 限努める必要がある。	我が国は、日米安全保障条約に基づく日 米地位協定により、在日米軍の任務遂行の ために必要な駐留軍等労働者を雇用し、在 日米軍に提供する責務を負っている。 民間への移管によって、労務提供義務の 確実な履行が担保されず、万が一にもその 実施が困難となり日米間の信頼関係を損な うような事態を生じさせてはならない。 民間活用は、機構の実施事務におけるア ウトソーシングについて検討する。	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、日 米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留を円 滑にするため、日米地位協定の規定を受け、 合衆国政府と日本国政府との間で締結された 労務提供契約に基づく我が国の責務を果たす ための事務であり、他の独立行政法人等で類 似の業務を行っているところはないことか ら、事業の重複はなく、他に当該事務を担わ せる、及び一体的に実施する独立行政法人等 はない。

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	府省名	防衛省	
見直し項目	非公務員化			
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	機構職員の身分が国家公務員である必要性について、政治的中立性、守秘義務の観点から検討する。【整理合理化計画:現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。】			
備考〔補足説明〕	駐留軍等に対する労務提供等の業務は、 日米安全保障条約に基づく在日米軍の駐留 を円滑にするため、日米地位協定の規定を 受け、合衆国政府と日本国政府との間で締 結された労務提供契約に基づく我が国の責 務を果たすための事務であり、当該事務を 実施する機構職員には、政治的中立性の確 保、守秘義務など厳格な服務規律を課す必 要がある。			

# IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

#: ÆEEVW-10X0 1 F10VX						
法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		府省名	防衛省		
見直し項目	保有資産の見直し(不要資産の国庫返	随意契約の見直し	、等取引関係(	の見直	自己収入の拡大(横2.(4))	
ル匠し次口	納等)(横1. (1))	し(横2.(3))				
	那覇支部とコザ支部の統合に伴い不要と	<ul><li>当機構において</li></ul>	、関係法人との	取引関	駐留軍等労働者の労務管理等事務は、	
	なった土地及び建物については、通則法等	係はない。			自己収入を得るような事務ではなく、財	
運営の効率化及び自律化に係る	に定められた手続に基づき国庫返納を行	<ul><li>競争性のない随</li></ul>	意契約等につい	いて、駐	源のすべてを運営費交付金により賄って	
見直し案の具体的措置	う。	留軍等労働者労務	管理機構契約監	<b>i</b> 視委員	いることから、引き続き、予算の執行状	
(又は見直しの方向性)		会による審議、点	検及び見直しを	行い契	況を適切に把握するとともに、業務運営	
		約の適正化を図る	0		の効率化等により経費の抑制に努める。	
	機構設立時に国から引き継いだ土地及び	<ul><li>機構が、その財</li></ul>	務及び事業運営	の方針	機構は、業務運営の財源を運営費交付	
	建物については、一部の支部の執務室等と	決定に重要な影響	を与えることが	できる	金にのみ依存する法人であり、法人の経	
	して使用している。	か又は取引を通じ	て公的な資金が	供給さ	営努力による利益が発生しがたい事業構	
	支部の統合により、不要となった土地及	れているような関	連公益法人等は	ない。	造となっている。	
	び建物は通則法等に基づき国庫返納を予定	<ul><li>駐留軍等労働者</li></ul>	労務管理機構契	約監視		
	しており、それ以外の土地及び建物につい	委員会(監事2名	、外部有識者3	名によ		
	ては、維持費等と民間からの賃借を活用し	り構成)による競	争性のない随意	契約及		
備考〔補足説明〕	た場合の費用比較及び駐留軍等労働者の利	び一般競争入札等	についての点検	・見直		
14.43 イルサイロバンコン	便性等を勘案し、引き続き執務室等として	し結果を踏まえ、	新たに「随意契	!約等見		
	使用することとしている。	直し計画」を策定	したところであ	り、当		
		該計画に基づき、	真にやむを得な	いもの		
		を除き、一般競争	入札等による競	争性の		
		確保に努めるとと	もに一者応札・	一者応		
		募となった契約に	ついても見直し	を行い		
		一層の競争性の確	保に努めること	として		
		いる。				

法人名	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構		府省名	防衛省	*************
見直し項目	管理運営の適正化(人事管理・人件費 を含む)(横3.(1))	事業の審査、評価 (2))	価の見直し(	(横3.	業務のアウトソーシング(官民競争 入札等の導入)
運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)	機構の法人経営に当たっては、円滑な業務処理に配慮し、業務内容及び業務量に応じた適切な人員配置となるよう努めるとともに、アウトソーシングの活用等によりコストの縮減を図る。	・機構の名業務が 機構のでは 機構のできため検証作業を行うに 観点からが新たな がまたな がまたな はまる。 ・ 内部統制 (コの の 委員としては、 なため検討を行う。	行がなされてい当たり、統一性目のチェックシ 務マニュアルを プライアンス) から招請する	いるを を レール を した 順 を 員 の 関 り を と と 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	・ 機構が管理し、運用する機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行い、落札者により事業を実施していく。【整理合理化計画:機構情報システムに関する機器等の運用管理業務について民間競争入札を行う。】 ・ 現在、機構支部で行っている機械的・定型的業務のアウトソーシングについて、次期中期目標期間以降、どのような方法でアウトソーシングを行っていくのか見直しを行う。
備考〔補足説明〕		・機構に設置を負しれた。 機構のチェルででは、 でで	において、大の作ので、大のを構にいるを構にいて、第世でのののでは、できませいのでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ないでは、ない	がひて 音感 ぶらかび要 と員委、図ら新望 しと員委られ	・ 「独立行政法人整理合理化計画」(平成 19年 12月 24日閣議決定)及び「公共サービス改革基本方針」(平成 19年 12月 24日閣議決定)において民間競争入札を実施することが決定されたことを受け、平成 22年4月1日から落札者による事業を実施している。 ・ 現在、常勤職員が主体となって業務を処理しているが、多様な雇用形態の活用について検討する。